

介護に関する入門的研修支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱（以下「要綱」という。）別表1の参入促進のうち、「⑥介護に関する入門的研修支援事業」（以下、「入門的研修」）を実施するに当たり、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 基金事業者

基金事業者は、市町村とする。

ただし、市町村社会福祉協議会、介護員養成研修事業者、介護福祉士養成校等、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。委託により実施する場合には、研修の趣旨や目的を的確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保している団体を選定するものとする。

第3 基金事業の内容等

（1）入門的研修の実施

対象者及び研修内容は「群馬県介護に関する入門的研修実施要綱」第3条及び第5条に定めるとおりとする。

なお、周辺町村と連携し、広域的な実施に努めるものとする。

（2）研修修了者に対する就職等の支援

入門的研修修了者については、次に掲げるいずれかのマッチング支援を行わなければならない。なお、マッチング支援に当たっては、事業者団体や群馬県福祉マンパワーセンター等と連携し、効果的なマッチング支援に努めること。

- ① 介護分野での就労を希望する者に対する介護保険施設・事業所とのマッチング支援
- ② ハローワークや群馬県福祉マンパワーセンター等への求職登録案内
- ③ 介護福祉士等届出制度の周知及び届出案内
- ④ 介護に関するボランティア等の周知及び登録案内
- ⑤ その他、介護人材の参入促進に資する制度等の周知

第4 補助対象経費、補助基準額

補助対象経費	事業の実施に要する次の経費とする。 ア 報償費 イ 旅費 ウ 食糧費 エ 消耗品費 オ 印刷製本費、手数料及び使用料 カ 通信運搬費 キ 広告料
--------	---

	ク 手数料 ケ 保険料 コ 使用料及び賃借料 サ 委託料（前記ア～ケに掲げる経費に該当するもの） シ その他知事が必要と認める経費
補助基準額	基礎講座及び入門講座を実施する場合 1 研修当たり364千円 基礎講座のみを実施する場合 1 研修当たり 52千円 入門講座のみを実施する場合 1 研修当たり312千円

第5 交付申請

要綱第6条に定める補助金交付申請書（別記様式第3号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 介護に関する入門的研修支援事業計画書（別紙様式1）

第6 実績報告

要綱第8条に定める補助金実績報告書（別記様式第5号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 介護に関する入門的研修支援事業実績報告書（別紙様式2-1～2）
- (2) 研修カリキュラム

第7 その他の事項

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途知事と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

介護に関する入門的研修支援事業実績報告書
(修了者数及びマッチング支援の状況)

(基金事業者名：)

修了者数 (人)

基礎講座のみ	入門講座のみ	基礎講座 + 入門講座	合計

マッチング支援の状況

支援内容	支援件数	成立 (登録) 件数
介護保険施設・事業所とのマッチング支援		
ハローワークや群馬県福祉マンパワーセンター等への求職登録案内		
介護福祉士等届出制度の周知及び届出案内		
介護に関するボランティア等の周知及び登録案内		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

※成立 (登録) 件数は、実績報告提出時点での状況を記載すること。なお、把握が困難な場合は空欄としても差し支えない。

※その他の方法によりマッチング支援を行った場合には括弧内に支援内容を記載すること。